

特設行政相談所の開設

国や公共団体などが行っている仕事やその手続き、サービスについて困っていること、納得できないこと、こうしてほしいなど、住民の皆さんから苦情や意見・要望などをお聞きするため、特設行政相談所を開設いたしますので、お気軽においでください。

- 日 程 10月22日(金)
- 時 間 13時～15時
- 場 所 役場2階 研修室
- 主 催 行政相談員
明上 廣男



相談は無料で秘密は守られますので、
どうぞお気軽においでください。

★有料広告

縁の家10月開催のお知らせ

10月23日(土)に開催します。
体操したり、紙芝居を見たり聞いたりしながら楽しく過ごしましょう。
参加の際はマスクの持参をお願いします。参加を希望される方はお気軽に会場へお越しください。

- 場所：旧・工藤商店（字上ノ国182番地）
- 時間：10：00～12：00 ■利用料：200円
- お問い合わせ：縁の家 リーダー 岡 ☎090-4872-9633

独居老人世帯などの 除雪サービスのお知らせ

町では、玄関から公道などの生活通路（幅1m）を確保する除雪サービスを今年度も行います。

■対 象

- ①65歳以上の独居世帯及び老夫婦世帯で、日常生活上の援助が必要な方
- ②身体障がい者・精神障がい者手帳1、2級または療育手帳を受けている障がい者世帯で援助が必要な方



■利用料 年額 2,000円

■期 間 11月から令和4年3月まで

■申込先 お近くの民生委員まで

■お問い合わせ

保健福祉課 介護・自立支援グループ
☎0139-55-4460

自 賠 責 切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

みんなチェック！最低賃金

北海道の最低賃金が変わります！

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 889円

（効力発生年月日 令和3年10月1日）

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には、北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

お問合せ：厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 ☎011-709-2311
江差駐在事務所 ☎0139-52-1028

10月23日(土)は休日のため施設へのごみの搬入はできません。

お問い合わせ：南部檜山清掃センター ☎0139-53-6301

2021年10月号